

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成30年2月27日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 大坪 史東



◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 調達内容

- (1) 件名 平成30年度佐賀労働局及び管下10官署におけるガソリンの供給業務（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月2日 から 平成31年3月29日 まで
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法 入札金額については、履行に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>)) により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

4 入札関係書類

- (1) 配布場所
〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 坂井） 電話番号：0952-32-7155
- (2) 配布期間
本公告日から 平成30年3月20日（火）まで（ただし、土日祝日並びに12時00分から13時00分を除く）
- (3) 入札説明会
（1）の場所において、平成30年3月20日（火）まで随時実施する。
- (4) 入札申込書等（証明書等）提出期限
平成30年3月22日（木） 12時00分 まで
- (5) 入札書提出期限（電子調達システム・郵送による参加の場合）
平成30年3月23日（金） 10時30分 まで
ただし、紙入札により入札に参加し、入札書を持参する場合は、下記5入札会にて提出すること。

5 入札会の開札場所及び日時

- (1) 紙入札の開札場所
佐賀労働局 総務部総務課横会議室（佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階）
- (2) 紙入札の開札日時
平成30年3月23日（金） 11時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。

- (3) 電子調達システムの開札日時
平成30年3月23日(金) 11時15分

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 本件入札に要求される事項
本件入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務ができることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度佐賀労働局及び管下10官署におけるガソリンの供給業務（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額については、契約履行に要する一切の諸経費を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (7) その他の事項 本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>))により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
注）各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書の作成の要否
落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。
- (2) 契約条項を示す場所（問い合わせ先）
〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局 総務部総務課 会計第一係（担当：坂井）
電話番号：0952-32-7155
- (3) 入札説明会の日時及び場所
(2)の場所において、平成30年3月20日(火) まで随時実施する。

4 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。
また、開札の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 提出期限
平成30年3月22日(木) 12時00分 まで
- (2) 提出場所
上記3(2)に同じ。
- (3) 提出書類及び方法
① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）（※） ・給油所所在地等一覧表 	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）（※） ・給油所所在地等一覧表 ・紙入札方式による参加にかかる理由書（別紙3） 	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※社会保険等とは、上記2（4）①～⑥に掲げる制度のことをいい、この制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）を提出すること。

なお、各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(4) その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

5 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札は無効とする。

なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

なお、事前預かり、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出期限（電子調達システム・郵送による参加の場合）

平成30年3月23日（金） 10時30分 まで

(2) 入札書の提出場所

上記3（2）に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札書（※書面による提出不要） ・委任状（別紙5） ※該当事のみ 	スキャナ等により電子データ化した「入札内訳書」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札書（別紙4） ・委任状（別紙5） ※該当事のみ 	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 なお、持参の場合は下記8（1）の入札会にて提出すること。

※入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）及び「平成〇年〇月〇日開札〔入札件名〕」を記入すること。

※郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成〇年〇月〇日開札〔入札件名〕の入札書在中」の旨記入し、上記と同様に氏名等を記し、提出期限までに送付すること。

(4) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書の提出期限までに別紙5の様式による代理委任状を提出すること。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 参加する資格を有しない者による入札

② 当該競争入札について不正行為を行った者による入札

③ 書面による入札において記名押印（外国人の署名を含む）を欠く入札

④ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがある入札

- ⑤ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦ 1人で2以上の入札をした者による入札
- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

7 入札の延期等

競争に参加し及びこれに関連する者が共謀結託その他の不正行為を行い、または、行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 開札（入札会）

(1) 開札の場所及び日時

① 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務部総務課横会議室（佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階）

② 紙入札の開札日時

平成30年3月23日（金） 11時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。

③ 電子調達システムの開札日時

平成30年3月23日（金） 11時15分

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(7) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。（※開札場所については（1）と同じ。）

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

9 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて行う。

(2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

10 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 本入札説明書4又は5に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするところがある。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭あるいは電子調達システムにより通知するものとする。

11 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

12 代金の支払い

(1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。

(2) 代金の請求は、1か月毎に契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこととする。

(3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

(4) 当方の支払いは、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

13 入札結果（契約情報）の公表

(1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。

(2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

1.4 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-014-889 017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)

◎ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記3(2)へ連絡すること。

仕 様 書

佐賀労働局

1. 件名

平成30年度佐賀労働局及び管下10官署におけるガソリンの供給業務（単価契約）

2. 契約期間

平成30年4月2日～平成31年3月29日

3. 調達品目及び年間予定数量

(1) 調達品目 無鉛レギュラーガソリン

(2) 年間予定数量 19,295リットル

※数量は、平成29年1月～12月の実績を参考とした予定数量であり、購入数量を保証するものではない。

4. 要件

別紙1「官署一覧」に記載しているそれぞれの官署の所在地から、半径5km以内に給油所が存在していること（給油所の名称、所在地、電話番号を記した「給油所所在地等一覧表」を作成し、入札参加申込書と併せて提出すること。）。

5. 業務内容

ガソリン供給に係る一切の業務

①対象車両

佐賀労働局及び管下10官署が所有する官用車及び使用するレンタカー

②業務の詳細（Ⅰ・Ⅱいずれの方式を選択しても可であるが、下記10に記載のとおり、振込払が可能であることを条件とする。）

I 伝票方式

イ 車両ごとに使用できる給油伝票等を用意すること。

ロ 給油伝票等には車番、官署名、取扱者名、数量等が表示でき、通し番号が付されたものであること。（使用する給油伝票等は、事前に当局の承認を得ること。）

ハ 給油時は、職員等が給油所に乗り入れた官用車又はレンタカーの車両番号と、持参した給油伝票等に表示された車番及び記載内容等（レンタカーの場合はレンタカーの表示）を確認の上、給油すること。

ニ 給油後は、必ず、供給内容（給油年月日及び数量等）を伝票等に明記して、納品書（レシート様のもので可）と併せて運転者へ返戻すること。

II カード方式

イ 契約締結後に交付する「官用車一覧表」及び「レンタカー使用官署一覧」に記載した官用車1台ごととレンタカー用に、所定の給油カードを発行すること。なお、レンタカーについては、使用官署において1日に複数台使用することがあるため、当局が要求する台数分の給油カードを発行すること。

- ロ 官用車の車種変更時には、佐賀労働局より別紙2「ガソリン契約登録車種変更届」を提出するので、変更後の官用車用のカードへ変更し、変更前の車種での使用が不可能となるよう処理を行うこと。
- ハ 給油時は、職員等が給油所に乗り入れた官用車又はレンタカーが、給油カードの登録車両であること、あるいは登録官署が使用するレンタカーであることを確認の上、給油すること。
- ニ 給油完了後は、納品書（官署名、給油年月日、車両ナンバー及び数量等を記載したもの）を運転者に交付すること。

6. 価格について

契約締結後、著しい経済・社会情勢の変動、天災地変等を原因として、契約に定めた条件での契約履行に困難が生じた場合は、双方協議の上、単価その他契約に定める事項を変更することができる。

また、単価その他契約に定める事項を変更する場合は、変更しようとする日の2週間前までにその旨を相手方に申し出ることとする。なお、変更しようとする日は、月の第一開庁日に限るものとする。

7. 再委託についての要件

再委託についての要件は別紙3のとおり。

8. 個人情報保護及び作業従事者

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (2) 作業従事者及び本契約業務に関わる者に対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

9. 入札保証金、契約保証金

免除する。

10. 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、1ヶ月毎に契約内容の全てが履行された後、遅滞なく行うこと。
- (3) 請求書の宛先は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関名、口座種別、口座番号及び振込口座名義を記載すること。
- (4) 代金の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

11. 契約担当及び連絡先

〒840-0801

佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課 会計第一係 (担当:坂井)

電話:0952-32-7155 FAX:0952-32-7156

官 署 一 覧

	官 署 名	所在地
1	佐 賀 労 働 局	〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目 3-20 佐賀第二合同庁舎 4 階
2	佐賀労働基準監督署	〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目 3-20 佐賀第二合同庁舎 3 階
3	唐津労働基準監督署	〒847-0041 唐津市千代田町 2109-122 ※平成30年8月以降、下記所在地に移転予定。 〒847-0861 唐津市二夕子三丁目 214-6 唐津港湾合同庁舎 1 階
4	武雄労働基準監督署	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 758
5	伊万里労働基準監督署	〒848-0027 伊万里市立花町大尾 1891-64
6	佐賀公共職業安定所	〒840-0826 佐賀市白山二丁目 1-15
7	唐津公共職業安定所	〒847-0817 唐津市熊原町 3193
8	武雄公共職業安定所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 39-9
9	伊万里公共職業安定所	〒848-0027 伊万里市立花町通谷 1542-25
10	鳥栖公共職業安定所	〒841-0035 鳥栖市東町 1-1073
11	鹿島公共職業安定所	〒849-1311 鹿島市高津原二本松 3524-3

ガソリン契約登録車種変更届

今般、契約対象官用車を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更日：平成 年 月 日

官署名：●●●●●●●●●●

変更前		変更後	
所属名		所属名	
メーカー		メーカー	
車種		車種	
ボディカラー		ボディカラー	
登録番号		登録番号	

平成 年 月 日

●●●●●●●●●● 殿

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 ●●●●●

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 落札者は、委託業務の一部を再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が50万円未満の場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われた場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出を要しない。
 - ・ 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・ 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ・ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約締結後に交付する。